

千葉県告示第161号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和3年3月15日

千葉市長職務代理者
千葉市副市長 鈴木達也

(変更)

	施 術 者		施 術 所		変更年月日
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
	日暮 久美子	(省略)	レイス治療院 千葉中央	千葉市中央区 南町1-10- 1-102	令和2年11月9日
変 更 後			フレアス在宅 マッサージ 千葉中央事業所	千葉市中央区 新田町7-7 ジェイグランデ Ⅲ4A号室	